る本籍地の都道府県等の別の記号」は死亡者が沖縄地域に本籍を有していたものである場合は「沖」死亡者が奄美大島地域に本籍を有していたものである場合は「鹿」とすること。

八　年金等の支払

年金及び国債元利金の支払方法に関しては、郵政省において、遺族国債の交付方法に関しては、大蔵省において別途通知するものであること。

九　その他の事項

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務の円滑を期するため、南方連絡事務所長を通し琉球自治政府の協力を要請するものとすること。

○南西諸島現住者が弔慰金を請求する場合の取扱について

〔昭和28年5月18日　援発第337号
那覇日本政府南方連絡事務所長あて
引揚援護庁援護局長・総理府南方連絡事務局長通達〕

南西諸島現住者に対する遺族国庫債券の発行交付に関する事務手続は「南西諸島現住者に対する遺族国庫債券発行交付事務特別取扱要綱」に示されているところであるが、弔慰金を請求する場合においては、特に左記事項に御留意の上遺憾のないよう致されたい。

記

一　遺族国庫債券の受領については、すべて総理府南方連絡事務局長に代理受領方委任すること。

一　従つて、右の旨を明記した委任状を弔慰金請求書に添えて提出すること。

○南西諸島現住者で増加恩給の裁定を受けているものが障害年金証書の交付を受ける場合の取扱について

〔昭和28年5月18日　援発第338号
那覇日本政府南方連絡事務所長あて
引揚援護庁援護局長・総理府南方連絡事務局長通達〕

標記の者が障害年金証書の交付を受ける場合に、これらの者は、あらかじめ増加恩給既裁定申告書（別紙様式）に左記の書類を添えて南方連絡事務所長（南方連絡事務所名瀬出張所長を含む。）を経由して裁定機関関に提出しなければならないこととしたからこの旨周知せしめられたい。

記

一　増加恩給の裁定を受けた者の戸籍の抄本

二　右の者の市町村長の現住証明書

三　増加恩給証書の写

○北緯二十九度以南の南西諸島に現住する者に援護法を適用する場合において、　請求書類に添付する医師等の診断書及び証明書について

〔昭和28年5月29日　援発第362号
鹿児島県知事あて
引揚援護庁援護局長・総理府南方連絡事務局長通達〕

標記の件に関しては、琉球における「開業医師法」又は「開業歯科医師法」により登録された医師又は歯科医師の発行する診断書及び証明書をもつて差し支えないこととしたから、よろしくお取り計らい願います。

○戦傷病者の退職又は、戦没者の除籍時の本籍が内地にあって、当該戦傷病者又は戦没者の遺族が北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）に現住している場合における取扱について

〔昭和28年7月30日　援発第337号
那覇日本政府南方連絡事務所長・各都道府県知事・
各地方復員残務処理部長宛
引揚援護庁援護局長・総理府南方連絡事務局長通知〕

標記の場合において、当該戦傷病者又は戦没者の遺族が戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「法」という。）の規定による障害年金、遺族年金又は弔慰金の請求をする場合における手続等は左記により取扱うこととするから、御了知のうえ遺憾なきよう致されたい。
なお、標記の場合における法第三十四条第二項又は第三項に規定する軍属とみなされた者に係る弔慰金の請求についてはおつて通知すること。

記

一　年金等請求善の受付、進達

1　年金、弔慰金に関する請求書は、請求者の現住地が旧沖縄県の地域（以下「沖縄地域」という。）であるものについては、那覇日本政府南方連絡事務所長（以下「南方連絡事務所長」という。）に旧鹿児島県の地域（以下「奄美大島地域」という。）であるものについては那覇日本政府南方連絡事務所名瀬出張所長（以下「名瀬出張所長」という。）に提出すること。

2　南方連絡事務所長又は名瀬出張所長は請求書に不備があるかどうかを確め、不備があるときは必要な整備を行ない、それぞれ当該戦傷病者の退職時又は戦没者除籍時の本籍地を管轄する都道府県知事に送付すること。

3　当該戦傷病者の退職時又は戦没者除籍時の本籍地を管轄する都道府県知事が、2により請求書を受理した場合においては、一般の軍人軍属に係る請求書の取扱の例により裁定機関に進達すること。

二　請求書等に添付すべき事類

1　戦傷病者の退職後又は戦没者の除籍後、当該戦傷病者又は戦没者の遺族が、その本籍を南西諸島の地域に移している場合において、転籍後における「死亡した者の死亡の日以後（死亡のとき以後）の請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の抄本等」が得られないときは、昭和二十八年三月二十六日援護第一八七号通達の四の（一）（イ及び口を除く）に掲げる書類をもつて代えることができること。

2　年金の請求書を提出する場合は請求者が禁固以上の刑に処せられ、刑の執行を受けている者以外の者である旨の、また、弔慰金の請求書を提出する場合は請求者が禁固以上の刑に処せられ、昭和二十七年四月一日以後引き続き刑の執行を受けている者以外の者である旨の証明書は援護第一八七号通達の四の（二）に準じ調製した書類を添付すること。

三　年金証書及び弔慰金裁定通知書の交付

障害年金証書、遺族年金証書及び弔慰金裁定通知書等は、当該軍人軍属であつた者又は軍人軍属若しくは軍人軍属であつた者の遺族（請求者）の現住地が沖縄地域であるものについては、南方連絡事務所長を、奄美大島地域であるものについては、名瀬出張所長を経由して請求者に交付すること。

四　年金及び弔慰金に関する請求書の進達及び裁定に関する事務

1　南方連絡事務所長及び名瀬出張所長は障害年金請求書受付送付簿並びに遺族年金及び弔慰金請求書受付送付簿を備え、戦傷病者戦没者遺族隼援護法施行事務取扱規程に規定する経由機関（甲都道府県知事とみなす。）としての事務を行なうものとすること。なお、戦傷病者の退職時又は戦没者の除籍時の本籍地を管轄する都道府県の知事は、従来どおり乙都道府県知事又は丙都道府県知事としての事務を行なうものであること。

2　経由機関から弔慰金請求書を進達する場合は、印鑑票を添えて提出することとし、裁定機関は弔慰金の裁定を行なつたときば、遺族国庫債券発行請求内訳書を作成し、これを遺族国庫債券発行請求書に添えて大蔵省に、印鑑票を日本銀行本店に送付すること。

3　経由畿関及び裁定機関におけるその他の事務については、従来の法令、通達等に示されたとおりであること。

五　年金証書及び弔慰金裁定通知書の記号

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務取扱規程第十四条及び第十五条に規程されたとおりとすること。

六　年金等の支払

年金及び国債元利金の支払方法に関しては、郵政省において、遺族国庫債券の交付方法に関しては、大蔵省において別途通知されるものであること。

○北緯二九度以南の南西諸島に本籍を有する者に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の取扱について

〔昭和28年8月21日　援護第659号
那覇日本政府南方連絡事務所長・
那覇日本政府南方連絡事務所名瀬出張所長・
各都道府県知事・各地方復員残務処理部長宛
引揚援護庁援護局長通達〕

標記の者が提出した障害年金、遺族年金又は弔慰金の請求書に、南西諸島に施行されている旧戸籍法に基き作成された戸籍書類（「臨時戸籍事務取扱要綱」により現住地市町村長が作成した戸籍に基き調製された戸籍書類を含む。）が添付された場合において、同戸籍書類に記載されている日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律（以下「民法応急措置法」という。）施行の日以後に生じた請求者等の身分関係の異動等に関しては、新民去（「民法応急措置法」施行時においては、同法）の規定に則り、左記のごとく、その身分関係を判断して、戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定を適用し、裁定を行なうものであるから、御了知のうえ、遺憾のないように致されたい。

なお、左記以外の身分関係の異動等に関する判断については、必要の都度別途通知するものである。

記

1　継親子関係、嫡母庶子関係
旧民法第七百二十八条の規定により生じた親子関係は生じなかつたものとすること。

2　遺言養子
旧民法第八百四十八条の規定による養親子関係は生じなかつたものとすること。

3　庶子出生届
旧戸籍法第八十三条の規定により父が庶子出生の届出をした場合において、これにより生じた認知の効力は、これを有効とすること。

4　親族関係の終了
（1）旧民法第七百三十条第二項の規定により終了した親族関係は終了しなかつたものとすること。
（2）旧民法においては、養子が離縁によつて養親の家を去つた場合において、その家を去らなかつた養子の配偶者、直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、終了しないが、この場合は、その親族関係は終了したものとすること。

5　相続人
相続人については、新民法第八百八十六条から第八百九十五条までの規定によるものであること。

6　相続分
相続分は、新民法第九百条から第九百五条までの規定によるものであること。

7　婿養子縁組
婿養子縁組は、養子縁組と婚姻とが同時に行なわれたものとして取り扱うことはいうまでもないこと。

戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の事務取扱について

〔昭和28年10月26日　援発第903号
那覇日本政府南方連絡事務所長あて
引揚援護庁援護・総理府南方連絡事務局長連名通達〕

標記については、昭和二十八年三月二十六日援護第一八七号通達及び本年七月三十日援護第五八一号通達の趣旨によりすでに貴官より琉球政府行政主席に対し依頼し、すでに実施をみているところであるが、琉球政府におけるこれが事務取扱の細部については、左記によることと致したいので御諒知のうえ、琉球政府に連絡し同政府の諒解を得た上はその旨報告ねがいたい。

記

第一　帳簿の備付
1　琉球政府社会局長及び琉球政府奄美大島地方庁長は、障害年金請求書受付送付簿並びに遺族年金及び弔慰金請求書受付送付簿を備えること。
2　帳簿の様式及び記載要領は、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務取扱規程（昭和二十七年厚生省訓第十八号）に規定するところによるものであること。

第二　請求書の受付及び進達
障害年金、遺族年金又は弔慰金に関する請求書を提出する場合における取扱は、左によること。

1　請求者は、これらの請求書を、その者の住所地を管轄する市町村長（琉球政府の管轄下にある市町村長をいう。以下同じ。）に提出すること。

2　請求者の住所地を管轄する市町村長は、前項により年金又は弔慰金に関する請求書の提出を受けたときは、請求に不備があるかどうかを確め、不備があるときは必要な整備を行い、それぞれ左の各号に掲げる機関に送付すること。

（１）軍人軍属又は軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が那覇日本政府南方連絡事務所（以下「南方連絡事務所」という。）の管轄区域（南方連絡事務所名瀬出張所（以下「名瀬出張所」という。）の管轄区域を除く。以下「沖縄地域」という。）にあるものについては琉球政府社会局長

（２）軍人軍属又は軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が名瀬出張所の管轄区域（以下「奄美大島地域」という。）にあるものについては琉球政府奄美大島地方庁長

（３）軍人軍属又は軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が内地にあつて、請求者の現在地が沖縄地域であるものについては、南方連絡事務所長、奄美大島地域であるものについては名瀬出張所長

3　琉球政府社会局長又は琉球政府奄美大島地方庁長は、第二の２の（１）又は（２）により年金又は弔慰金に関する請求書の送付を受けたときは、左の手続をとり、琉球政府社会局長は、これを南方連絡事務所長に、琉球政府奄美大島地方庁長は、これを名瀬出張所長に送付すること。

（１）請求書に不備があるかどうかを確め、不備があるときは必要な整備をすること。

（２）障害年金請求書受付送付簿又は遺族年金及び弔慰金請求書受付送付簿を整理すること。

第三　年金証書等の交付

1　障害年金証書、遺族年金証書、年金裁定通知書又は弔慰金裁定通知書を交付する場合における取扱は、次によること。

（１）南方連絡事務所長は裁定機関から軍人軍属又は軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が沖縄地域であるものに係る障害年金証書、遺族年金証書、年金裁定通知書又は弔慰金裁定通知書の送付を受けたときは、所定の手続をとり、これを琉球政府社会局長に送付すること。

（２）名瀬出張所長は、裁定機関から軍人軍属又は軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が奄美大島地域であるものに係る障害年金証書、遺族年金証書、年金裁定通知書又は弔慰金裁定通知書の送付を受けたときは、所定の手続をとり、これを琉球政府奄美大島地方庁長に送付すること。

2　琉球政府社会局長又は琉球政府奄美大島地方庁長は、第三の１の（１）により障害年金証書、遺族年金証書、年金裁定通知書又は弔慰金裁定通知書の送付を受けたときは、障害年金請求書受付送付簿又は遺族年金及び弔慰金請求書受付送付簿を整理し、これを請求者の住所地を管轄する市町村長を経て請求者に交付すること。

3　南方連絡事務所長又は名瀬出張所長は、裁定機関から軍人軍属又は軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が内地にあるものに係る障書年金証書、遺族年金証書、年金裁定通知書又は弔慰金裁定通知書の送付を受けたときは所定の手続をとり、これを請求者の住所地を管轄する市町村長を経て請求者に交付すること。

4　障害年金、遺族年金又は弔慰金を受ける権利を有しないものと裁定した場合における障害年金却下通知書又ば遺族年金（弔慰金）却下通知書の送付は、第三の１、２及び３の場合の例により行なうものであること。

第四　届書及び申請書等の進達等

1　戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）等の規定により届書又は申請書を提出する場合は、障害年金、遺族年金又は弔慰金に関する請求書を提出する場合の例に準じ取り扱うこと。

2　第四の１により届書又は申請書等の提出をうけた場合において、年金証書を書き換え又はこれを作成して年金受給権者に交付する場合は第三により年金証書等を交付する場合の例に準じて取り扱うこと。

○北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の取扱について

〔昭和28年11月28日　援発第979号
各都道府県知事・各地方復員残務処理部長あて
引揚援護庁援護局長通知〕

北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者が提出した遺族年金等請求書に、南西諸島に施行されている旧戸籍法に基き作成された戸籍書類（「臨時戸籍事務取扱要綱」により南西諸島における請求者の現住地市町村長が作成した戸籍に基き調製された戸籍書類を含む。）が添附された場合において、当該戸籍書類に記載されている日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律施行の日（昭和二十二年五月三日）以後に生じた請求者等の身分関係の異動等の判断に関しては、昭和二十八年八月二十一日援護第六五九号をもつて通知したところであるが、後見及び事実婚に関しては、左記の通り取り扱うものであるから御了知の上、遺憾のないよう致されたい。

記

一　後見人
旧民法の規定によつて就職した後見人は、援護法上新民法の規定によつて就職した後見人とみなして取り扱うものであること。

二　事実婚
新民法施行の日以後の事実について、判断をする場合においては、十七才以上十八才未満の男子又は十五才以上十六才未満の女子に関しては、事実婚を認めるものであること。

○奄美群島の復帰に伴い、同地域に居住する者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の事務取扱について

〔昭和28年12月1日　援護第996号
鹿児島県知事・那覇日本政府南方連絡事務所長・
同名瀬所長あて
引揚援護庁援護局長・総理府南方連絡事務局長通達〕

奄美群島の復帰に伴い、那覇日本政府南方連絡事務所名瀬出張所長（以下「名瀬出張所長」という。）及び琉球政府奄美大島地方庁長（以下「奄美大島地方庁長」という。）において処理されていた標記の者に係る戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）の施行事務は援護法施行令及び同法施行規則の規定により鹿児島県知事が処理することになるから、復帰の日が判明した場合においては左記御了知のうえ、これが事務の移管等につき遺憾なきよう致されたい。
なお、本件については、琉球政府及び奄美大島地方庁長の諒解を得たうえ、実施せられたい。

記

一　年金等請求書の受付及び進達並びに帳簿の整理等

（一）市町村長は、復帰の日までに受付け、復帰の日前までに整理して発送し得る年金等請求書は、これを整理して奄美大島地方庁長に送付すること。

なお、復帰の日前に送付し得ないもの及び復帰の日以後受付けた年金等請求書は、施行令及び施行規則の規定により、鹿児島県知事に送付すること。

（二）奄美大島地方庁長（復帰の日以後においては、同庁の事務を引き継いだ者）は、一の（一）により送付を受けた年金等請求書及び受付済で未処理の年金等請求書は、これを整理して速かに名瀬出張所長（又はその残務整理者）に送付すること。

（三）名瀬出張所長（又はその残務整理者）は一の（一）により送付を受けた年金等請求書及び受付済で未処理の年金等請求書は、これを整理して鹿児島県知事に送付すること。

二　年金証書等の交付

（一）鹿児島県知事は裁定機関より復帰の日までに送付を受け復帰の日前までに送達し得る年金証書（もとの陸軍に属していた者に係る遺族年金については「裁定機関よりの遺族年金の記入に必要な事項の通知」にもとづき作製した遺族年金証書）及び弔慰金裁定通知書は年金等請求書受付送付簿を整理のうえ、これを速かに名瀬出張所長（又はその残務整理者）に送付すること。

なお、復帰の前に送達し得ないもの及び復帰の日以後送付をうけた年金証書等は施行令及び施行規則の規定により市町村長に送付すること。

（二）名瀬出張所長（又はその残務整理者）は、二の（一）により送付を受けた年金証書等及び既に送付を受けていて未処理の年金証書等は、年金等請求書受付送付簿を整理のうえ速かに奄美大島地方庁長（復帰の日以後においては、同庁事務を引き継いだ者）に送付すること。

（三）奄美大島地方庁長（復帰の日以後においては、同庁事務を引き継いだ者）は、二の（二）により送付をうけた年金証書等及び現に送付をうけていて未処理の年金証書等は、年金等講求書受付送付簿を整理のうえ速かに市町村長に送付すること。

三　年金等請求書受付送付簿の移管

奄美大島地方庁長及び名瀬出張所長の備えている年金等講求書受付送付簿は、復帰の日以後速かに整理して、これを鹿児島県知事に引き継ぐこと。

四　遺族年金証書及び弔慰金裁定通知書の記号

遺族年金証書及び弔慰金裁定通知書の記号は現行のまま取り扱うものであること。

五　その他

鹿児島県知事及び市町村長は、復帰の日以後における援護法の施行事務は、すべて施行令及び施行規則の規定により取り扱うこと。

○戦傷病者戦没者遺族等援護法第三十四条第五項に規定するもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者に係る弔慰金請求手続等について（通達）

〔昭和31年9月25日　援発第1,016号
各都道府県知事・各地方復員部長・
那覇日本政府南方連絡事務所長あて
厚生省引揚援護局長・総理府南方連絡事務局長通達〕

標記の件に関しては、昭和二十八年四月十六日援護第二六〇号をもって通知したところであるが、このうち、戦闘参加の地域が硫黄鳥島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）であって、かつ、弔慰金の受給者が同地域に居住する場

合の請求手続等については、左記各項により取り扱われたい。
おつて、受給者の現住地が右地域であつて、戦闘参加の地域が右地域以外の地域であつた者に係るものについては、援護第二六〇通達を準用し、弔慰金請求手続等に関しては、一般の軍人軍属の例によることとしたから御了知ありたい。

記

一　該当者の把握確認

（一）琉球政府は該当者と思われる者より戦闘参加者についての申立書（別紙（一））及び死亡者が、職域又は団体に属し、当該職域又は団体毎に戦闘に参加した場合（市町村長又は学校長等を経由して戦闘参加を要請された場合であつて、当該戦闘参加者が他の戦闘参加者と必ずしも同一行動をとらなかつた場合を含む。）には、当該職域の現在の長。（当該職域が現存していない場合には、当該職域の職員の身分に関する書類事務を承継している者を含む。）又は当該団体の現在の長（隊員であつた者の身分、学籍簿等に関する書類、事務を承継している者を含む。）が作成した当該団体員の行動概況書（戦闘参加を要請された経緯、当該要請を団体員に伝達したてん末、戦闘参加の状況、受傷り病から死亡に至るまでの状況、その他参考となる事項等をできるだけ団体員各人毎に詳細に記載すること。）の提出を求め、これらの書類を精査し、当該書類に、その結果につき各人毎に意見書を添附し、かつ、これらの者に係る該当予定者名簿（別紙（二））四部を添えて那覇日本政府南方連絡事務所長を経由し厚生省引揚援護局長（もとの海軍の要請に基いて戦闘に参加した者については、佐世保地方復員部長を経由すること。なお、佐世保地方復員部長は、意見を附し送付すること。）に提出するものとすること。

なお、該当予定者名簿には、もとの陸軍海軍別に一連番号を付するものとし、かつ、当分の間は、職域又は団体に係る者を優先的に審査し送付するよう配慮すること。

（二）引揚援護局長は、右により提出を受けた申立書及び行動概況書等により審査し、その結果を右により送付を受けた該当予定者名簿の備考欄に記載し、これを琉球政府及び那覇日本政府南方連絡事務所長にそれぞれ送付するものであること。なお、保留された者については逐次審査し、その結果につき氏名その他所要の事項を通報するものとすること。

二　前項の者に係る弔慰金詩求書に添附すべき書類のうち、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則第三十六条の二第二項第二号及び第五号に掲ける書類は、添附を省略するものであること。

三　講求書の受付及び進連

（一）琉球政府は、引揚援護局長より送付を受けた該当予定者名簿中の確認者に限り弔慰金請求書を受け付けるものとし、当該請求書上部余白に確認番号を附記するものであること。

（二）請求書の進達要領は、一般の軍人軍属の進達要領に準ずるものであるが、特に職域又は団体毎に行動した者に関しては、なるべく取りまとめ裁定に便ならしめるよう配慮すること。

○北緯二十七度以南の南西諸島に現住する者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の取扱について

〔昭和31年11月30日　援発第1,212号
各都道府県知事・各地方復員部長・
那覇日本政府南方連絡事務所長あて
厚生省引揚援護局長・総理府南方連絡事務局長通達〕